

さくらぎ久留米歯科

施設基準

- 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料
- （在歯管）
- クラウン・ブリッジ維持管理
- CAD/CAM冠